

質 疑 回 答 書

- 1 入 札 番 号 役務 92 号
- 2 件 名 令和 6～11 年度 ディスカバリーパーク焼津天文科学館
プラネタリウム音響機器賃借
- 3 質 疑 回 答

質疑等

	質問内容	回答
1	焼津市様の機器調達ご指定会社において、万一納期遅延等が発生した場合は、焼津市様と機器調達ご指定会社との間で直接解決していただき、納期遅延等に関してリース会社は何ら責任を負わないという認識でよろしいでしょうか。	機器調達会社の過失による納期遅延でなければ、リース会社は責任を負わない、として問題ありませんが、契約の履行について協議を実施する必要があります。
2	本件は長期継続契約ですが、翌年度以降、予算の減額又は削除があり契約が解除となった場合、リース会社の生じた損害（残リース料等）を請求可能でよろしいでしょうか。もしくは別途協議可能でしょうか。	請求可能です。
3	過去、焼津市様の賃貸借契約で予算の削減・減額により契約解除になった事例はありましたでしょうか。	特にありません。
4	賃貸借契約書の案を事前にいただくことは可能でしょうか。事前提出を想定されていない場合、契約書は落札業者と協議のうえ作成という認識でよろしいでしょうか。	可能です。ページ下方をご参照ください。
5	リース料請求につきまして、仕様書通り、日割計算なく月額リース料を翌月末日までにお振込みいただく認識で間違いないでしょうか。 (初回リース料は12月末日までに請求し、1月末日までにお振込みいただく認識でよろしいでしょうか)	月額リース料での支払いとなります。 また、請求及び支払手続きのフローについては下記例を参考願います。 《参考》 令和 6 年 12 月 16 日～令和 7 年 1 月 15 日分(12 月分)については、令和 7 年 1 月 16 日以降に請求し、市は請求書受領後 30 日以内に支払手続きを行う。

プラネタリウム音響機器賃借に関する契約書

焼津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙所有のプラネタリウム音響機器及び関連機器（以下「機器」という。）の賃借に関し、次のとおり契約を締結する。

1 プラネタリウム機器の賃借

- (1) 機器名及び数量： プラネタリウム音響機器一式
（仕様書のとおり）
- (2) 機器の賃貸料： 2に記載のとおり
- (3) 機器の据付場所： ディスカバリーパーク焼津天文科学館
- (4) 機器の納入期限： 令和6年12月15日

2 月額料金の取引金額

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 機器の賃貸料（月額） | 〇〇〇〇〇円 |
| (2) 消費税額及び地方消費税額（月額） | 〇〇〇〇〇円 |
| (3) 月額料金の取引金額 | 〇〇〇〇〇円 |

3 契約期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に基づく長期継続契約）

自：令和6年12月16日
至：令和11年12月15日

契約条項

第1章 総則

(契約の趣旨)

第1条 甲に対する機器の賃借に関する契約の内容については、この契約条項による。

第2章 機器の賃借

(機器の引渡)

第2条 甲は、機器の納入を受けたのち、引渡が完了したことを確認する乙所定の「借受証」を乙に提出する。

2 甲は、納入期限までに据付場所において機器の受入準備を完了する。

3 機器の納入及び調整等に要する費用は、乙の負担とする。

(乙の所有権表示)

第3条 乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示を行う。

2 甲は、前項の表示を汚染したり、取外してはならない。

(他の機械器具の取付、機器の改造、移転)

第4条 甲は、次に定める事項については、あらかじめ乙の文書による承諾を必要とする。

(1) 機器に他の機械器具を取付ける場合

(2) 機器を改造する場合

(3) 機器を頭書記載の据付場所から移転する場合

2 前項の場合に要する費用は、いずれも甲の負担とする。

(物件の契約不適合等)

第5条 売主からの物件の引渡しが遅延し、又は物件の受領後、機器の動作停止、故障、事故等によって物件の契約不適合があって甲が損害を受けたときは、速やかに書面で乙に通知することとし、乙は通知を受けた場合、売主に対する損害賠償請求権を甲に譲渡するものとする。

2 甲は、前項に規定する権利行使のために、乙に対し同項に規定する通知をした場合において、乙に対して物件の契約不適合責任を追求できないものとし、売主に直接請求するものとする。ただし、この場合において、甲の請求権の行使について、乙は協力するものとする。

(機器の引取)

第6条 この契約が解除されたときは、乙は解約された機器をすみやかに引き取る。

2 甲は、機器の引取が完了するまで、善良なる管理者の注意をもって機器を管理しなければならない。

3 機器の引取時の解体、荷造り及び乙指定場所までの運送に要する費用は、甲の負担と

する。

4 機器引取後の据付場所の修復費用は、甲の負担とする。

(無償譲渡)

第7条 契約期間満了後は、乙は機器を甲に無償譲渡する。

第3章 共通事項

(月額料金)

第8条 機器の賃借料(以下「月額料金」という。)は頭書記載の金額とする。ただし、契約期間に1箇月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

2 賃借料の計算は、毎月16日から翌月15日まで期間(以下、「締切期間」という。)の締切計算とする。

(消費税及び地方消費税)

第9条 消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額等」という。)は、前条に定める月額料金並びにこの契約に基づき甲が乙に支払うべき費用の金額に対し、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税額等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(月額料金の取引金額の請求及び支払)

第10条 乙は、月額料金及び消費税額等について、当該締切期間の終期の属する翌月初めに請求を行い、甲は、支払請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払う。

2 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(善良なる管理者の注意等)

第11条 甲は、機器の据付場所をあらかじめ機器製造会社の定める基準により機器のために良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって機器を管理する。

2 甲は、機器の使用に際しては、それらに添付される取扱説明書等に定めるとおりの用法及び用途にのみ使用する。

3 甲は、機器及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

4 甲は、この契約に定める複製物を第三者に提供してはならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲の故意又は過失によって機器に盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、損

害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

(損害保険)

第 13 条 乙は、賃貸借期間中、乙を保険契約者とする動産総合保険契約又はこの物件の契約の存続期間中これを更新しなければならない。

2 この契約で、この物件の損害保険について別に定めがある場合はこれに従い、前項の規定は適用しない。

(立入権及び秘密保持)

第 14 条 乙は、乙及び乙が業務を委託した会社等の従業員を、機器の納入、管理等の為、機器の据付場所に立入らせることができる。この場合、乙及び委託会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させる。

2 乙は、前項の立入に際して知得した甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

(通知義務)

第 15 条 次の場合、甲は、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(1) 機器につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 機器につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(契約の解除)

第 16 条 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合、甲は、契約期間にかかわらずこの契約を解除することができる。

2 前項の場合は、この契約を解除しようとする会計年度開始日の 2 箇月前までに甲は乙に通知しなければならない。

3 乙は、この契約を解除された場合において乙に損害が生じたときは甲に未経過かつ未払いのリース料相当額の賠償を請求することができる。

(契約の不履行)

第 17 条 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める債務を履行しない場合には、文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができる。

(協議)

第 18 条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙間で協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 焼津市本町二丁目16番32号

焼津市長 中野 弘道 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○ ○○ ○○ 印